

自動販売機設置事業者募集要項

兵庫県が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件の概要

所在地：神戸市西区糺台5丁目12番地の2 兵庫県神戸西警察署庁舎内

物件番号	設置場所及び 外形寸法上限 (幅×奥行き)	台数	品目	最低使用料 (税込・年額)
①	1階玄関ホール西側 (1.70m×0.8m)	1台	缶・ペットボトル式 清涼飲料水	14,010円

- (1) 設置場所は、自動販売機設置位置図のとおり。
- (2) 外形寸法上限には、使用済み容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みます。
- (3) 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。）であること。
 - ア 兵庫県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 兵庫県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が兵庫県と契約を締結すること又は兵庫県との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により兵庫県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて兵庫県との契約を履行しなかった者
- カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ※ 県は、許可の相手方が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことがあります。
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員でないこと。
- (5) 国税及び兵庫県税の未納がないこと。
- (6) 本件募集に係る自動販売機について、前回公募手続により設置事業者として決定され使用許可を受けたものの、自動販売機を設置しなかった者、又は使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した者（撤去しようとする者も含む。）でないこと。
- (7) 本件募集に係る自動販売機について、前回公募手続により設置事業者として決定されたものの、正当な理由なくして使用許可の手続に応じなかった者でないこと。

3 公募条件等

(1) 使用料等

ア 使用許可の期間

使用許可の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします（更新はできません）。ただし、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合があります。

イ 使用料

- (ア) 設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。ただし、行政財産目的外使用料の額を定める規則（昭和48年3月31日規則第13号）の改正により、応札価格が当該使用料を下回る場合は、同規則の金額に変更することがあります。
- (イ) 使用料は、兵庫県が発行する納入通知書により、兵庫県の指定する期限までに全額納入してください。
- (ウ) 使用許可の期間が1年に満たない端数があるときは月割りををもって計算し、1月に満たない端数があるときはこれを1月として計算します。

ウ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費

等含む）、維持管理等に係る一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負担とし、兵庫県が発行する納入通知書により、兵庫県の指定する期限までに全額納入してください。

エ 設置条件

自動販売機は、自動販売機設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。

また、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止対策も併せて行ってください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を兵庫県が指定する期限までに確実に納付すること。

イ 使用許可期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し又は担保に供してはならないこと。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、本県の指示に従うこと。

オ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機を始め、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機とすること。

カ 使い捨てプラスチックの削減に取り組むため、再生素材・軽量化ペットボトルを使用した製品の導入に努めること。

キ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの缶・びん・ペットボトル等密閉式の容器入りの清涼飲料水等とし、酒類の販売はしないこと。

ク 販売価格は、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を兵庫県に提出すること。

イ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

ウ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対

応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

エ 兵庫県は、兵庫県の責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

オ 原則として自動販売機に併設して、販売する清涼飲料水等の容器（缶・びん・ペットボトル等）の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

カ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

(4) 使用許可の取消し

許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことがあります。

(5) 自己都合による自動販売機の撤去

ア 設置事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに兵庫県に書面により通知してください。この場合、納入済の使用料は還付いたしません。

イ 使用許可期間満了前に自己の都合により自動販売機を撤去した場合、同物件に係る次回公募手続に参加できません。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は上記3の(4)により許可が取り消された場合や上記3の(5)により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を兵庫県に請求することができません。

4 参考データ

(1) 施設内職員数（令和8年1月現在）

神戸西警察署 約330人

(2) 現在設置事業者の応募価格

物件番号① 年額1,641,500円

(3) 販売実績（令和7年10月～令和7年12月）

※ 設置事業者の申告によるものです。

物件番号①

販売実績 10月 585本、11月 441本、12月 421本

(4) 施設内自動販売機設置台数（今回の公募物件を含む。）

神戸西警察署 2台

5 応募申込方法等

(1) 申込方法

<郵送する場合>

受付期間 : 令和8年1月19日（月）～令和8年2月10日（火）必着

送付先 : 〒651-2273

神戸市西区糀台5丁目12番地の2

兵庫県神戸西警察署会計課

※ 簡易書留又は書留により送付してください（普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは価格提案できませんので、ご注意ください）。

※ 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は価格提案できませんのでご注意ください。

※ 電話、ファックス、インターネットによる申込みはできません。

<持参する場合>

受付期間 : 令和8年1月19日(月)～令和8年2月10日(火)
午前9時～午後5時まで(正午～午後1時を除く。)
なお、土曜日、日曜日は受付を行いません。

提出先 : 神戸市西区糀台5丁目12番地の2
兵庫県神戸西警察署会計課

(2) 申込みに必要な書類

ア 応募申込書(様式1)

イ 応募価格提案書(様式2)

ウ 誓約書(様式3)

エ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書))

※ 令和7年11月11日(火)から令和8年2月10日(火)までに発行されたものに
限ります(原本要)。

オ 国税及び兵庫県税の未納がないことの証明書

(ア) 国税は納税証明書(その3の2又はその3の3)

(イ) 兵庫県税は納税証明書(3)

※ 令和7年11月11日(火)から令和8年2月10日(火)までに発行されたもの
に限ります(原本要)。

※ 兵庫県内に支店等がないため、(イ)の書類の発行を受けられない場合は、(イ)
の書類に代えて申立書(別記様式)を提出してください。

カ 販売品目等一覧表(様式4)

キ 役員一覧表(様式5)(法人のみ)

※ エ及びオについては、申込時は写し可としますが、使用許可申請時には原本を
提出してください。但し、兵庫県警察本部会計課管財係へ原本を提出すれば、写
しの提出でも可とします。

(3) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

ア 最低年額使用料を下回るもの

イ 応募資格がない者が応募価格提案したもの

ウ 指定の期間内に提出しなかったもの

エ 物件番号、応募価格、日付、住所及び氏名のないもの又はこれらが分明でないもの

オ 応募価格の訂正をしたもの

カ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの

キ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(4) 書類の提出方法

応募価格提案書のみ定型封筒（長形 3 号など）に入れた上で封をし、その封筒の裏面に物件番号を油性ボールペン等で記入し、応募申込書その他必要書類を添えて、持参又は郵送により提出してください（別図参照）。

(5) 申込みに当たっての留意事項

ア 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。

イ 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届（様式 8）を、受付期間内に持参又は郵送してください。

6 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 公募物件に対し、兵庫県が設定する最低使用料以上の額で、かつ、最高の応募価格提案した者を選定し、設置事業者とします。最高の応募価格提案が 2 人以上ある場合は、当該応募価格提案者立会のもと、くじにより選定します。

なお、当該応募価格提案者が、諸般の事情により、兵庫県が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和 8 年 2 月 16 日（月）の予定です。設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を書面により通知するとともに、令和 8 年 3 月上旬に兵庫県警察ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分並びに応募参加者数を掲載します。

(4) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止又は延期することがあります。

7 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、令和 8 年 3 月 13 日（金）までに、次の書類を提出してください。

(1) 行政財産使用許可申請書（兵庫県指定様式）

(2) 設置場所の図面

(3) 設置する自動販売機及び使用済み容器回収ボックスのカタログ（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）

(4) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式 6）

(5) 住民票記載事項証明書、国税及び兵庫県税の未納がないことの証明書（原本）

※ (5) 住民票記載事項証明書、国税及び兵庫県税の未納がないことの証明書は、申

込時に原本を提出している場合、若しくは兵庫県警察本部会計課管財係へ原本を提出すれば、写しの提出でも可とします。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
※ 同物件に係る次回公募手續に参加できません。
- (2) 設置事業者が応募資格を失った場合
※ 同物件に係る次回公募手續に参加できません。

9 その他

使用許可の手續及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

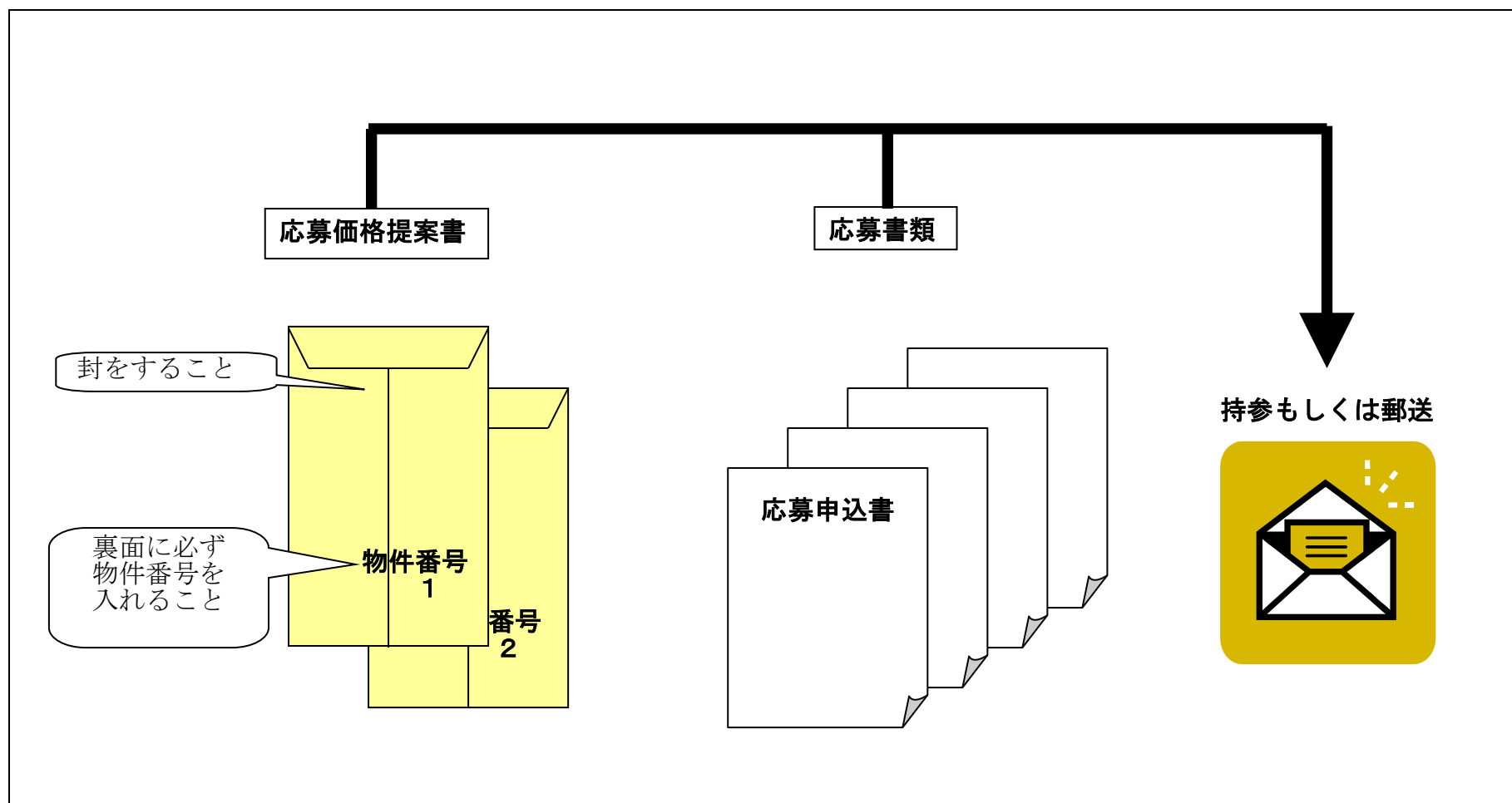
10 問い合わせ

神戸市西区糺台5丁目12番地の2

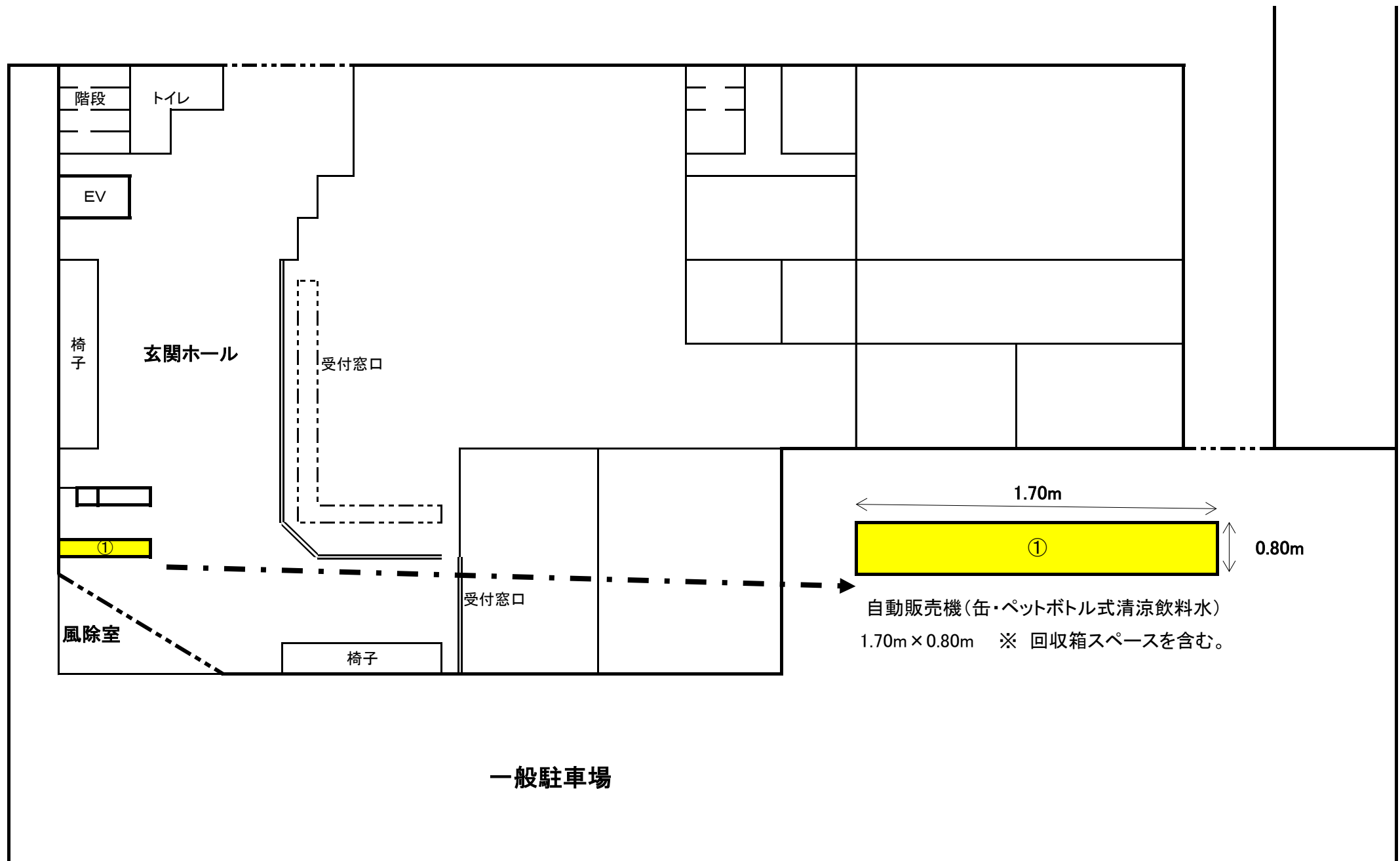
兵庫県神戸西警察署会計課

電 話：078-992-0110

F a x：078-991-7666



兵庫県神戸西警察署庁舎1階（物件番号①）



|